

◎拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律

(平成一九年七月六日法律第一〇六号) (衆)

一、提案理由 (平成一九年六月一九日・衆議院本会議)

○小島敏男君 ただいま議題となりました拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するため、施策における留意等について定めるものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するものとなるよう十分に留意するとともに、外国政府及び国際連合、国際開発金融機関等の国際機関に対する適切な働きかけを行わなければならないものとしております。

本案は、本日北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において、賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長報告 (平成一九年六月二九日)

○森ゆうこ君 ただいま議題となりました法律案につきまして、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長の提出に係るものでありまして、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するため、政府がその施策を行うに当たって留意すべき事項について定めるとともに、外国政府及び国際連合、国際開発金融機関等の国際機関に対する政府の働き掛けについて定めるものであります。

委員会におきましては、提出者より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本共産党の緒方委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。